

訪問看護ステーションまほし 運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は医療法人社団まほし会が開設する訪問看護ステーションまほし（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の目的および方針）

第2条 訪問看護師等は要介護・要支援状態の利用者の方に対し、適切な訪問看護サービスの提供を目指すものとする。

2 訪問看護師等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、全人的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援しなければならない。

3 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービス又は、関係行政との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 訪問看護ステーションまほし

（2）所在地 兵庫県神戸市北区有馬町199番地の28エイジングコート有馬1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 看護師 1人（常勤）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたる。

（2）看護師等

看護師又は准看護師 常勤換算4人以上（管理者含む）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 非常勤4人以上

訪問看護の提供に当たる他、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

（3）事務職員 1名

事務職員は事業の運営に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

土曜日は午前 9 時から午後 1 時までとする。

(3) 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の内容)

第 6 条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清拭・洗髪、入浴介助等による清潔の保持。
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 精神障害の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置（点滴・創処置・麻薬持続皮下注射など）

(訪問看護の提供方法)

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出る又は居宅介護事業所が作成するプランにより依頼を受ける。
- (2) 主治医がステーションに交付した訪問看護指示書に基づき訪問看護を実施する。
- (3) ステーションに直接申し込みがあった場合は、利用者の同意を得て居宅支援事業所、主治医と連絡調整を行う。

(家族等への連絡)

第 8 条 利用者の希望があれば、利用者に連絡するのと同様の通知を家族へも連絡しなければならない。

(訪問看護の利用料等)

第 7 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定受領サービスである時には、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 ステーションは、基本利用料の他、以下の場合はその他の利用料として、支払いを利用者から受け取るものとする

- (1) 医療保険によるサービスを利用の場合、一律 300 円の交通費を利用者から受け取るものとする。
- (2) 周囲に駐車スペースがなく、有料駐車場（コインパーキング）の利用が必要な場合は事前に通知し、駐車料金を利用者から受け取るものとする。

- (3) 営業日外に訪問看護を行った場合（医療保険のみ）2000 円を利用者から受け取るものとする。
 - (4) 死後の処置料は 12000 円とする。
 - (5) 急な処置で衛生材料を使用した際、衛生材料に要する費用を利用者から受け取るものとする。
 - (6) 医療保険によるサービス提供時間が 1 時間 30 分を超過する場合、30 分毎に 1500 円を加算することとする。（長時間訪問看護加算を算定する場合を除く）
 - (7) 利用者の都合で、連絡なくキャンセルされた場合、キャンセル料として 1000 円利用者から受け取るものとする。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 ステーションは、利用者により基本料金、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は神戸市北区全域、西宮山口町、北六甲台とする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、医療法人まほし会が責任を持って対応することとする。

2 管理者を含めて検討会を実施し、発生原因について具体的に究明し、今後に役立てることとする。

3 看護師等は常に研修研鑽に勤め、再発防止に努力しなければならない。

（賠償責任について）

第 12 条 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 ステーションは、虐待の発生又はその発生又は再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）看護師等に対し、虐待のための研修を定期的に実施する。
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。

2 ステーションはサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束について）

第 14 条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメント対策について）

第 15 条 ステーションは、サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合、契約を解除する場合がある。

（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

（衛生管理等）

第 16 条 ステーションはステーションにおいて感染症が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定）

第 17 条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な処置を講じるものとする。

2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第 18 条 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講じるものとする。

2 ステーションは 提供した訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（記録の保管について）

第 19 条 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 ステーションは、従業者の質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 3 か月以内

（2）継続研修 年 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人まほし会とステーション管理者との協議に基づいて行われるものである。

（附則）

この規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

平成 21 年 12 月 16 日改訂

平成 22 年 3 月 1 日改訂

平成 23 年 2 月 1 日改訂

令和 1 年 6 月 3 日改訂

令和 7 年 6 月 30 日改訂